

か？
す

申告期間は
2月16日(月)～3月16日(月)です

所得税・住民税申告の時期が近づいてきました。申告内容は、住民税額を計算するための根拠となるばかりでなく、国民健康保険税や長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料、介護保険料、保育料の判定基準や児童手当などの各種手当を算出する基礎となります。

税の仕組みを知って、納め過ぎたりすることのないよう、正しく申告しましょう。

税務署出張による確定申告相談

対象 税務署から申告書が送付されている方、給与・年金収入や一時所得・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）がある方
日時 2月4日（水）～6日（金） 午前の部10:00～11:30／午後の部13:00～16:00
場所 花川北コミセン

ご注意ください！

◎事業・不動産収入、土地・株などの譲渡所得がある方の申告は受けられません。直接、税務署で申告してください。

市役所における住民税申告の受付

時間 午前の部10:00～11:30（市役所1階ロビーは9:15～）／午後の部13:00～16:00

受付日	場所	受付する収入の種類	受付できない方
2月4日（水）～6日（金）	花川北コミセン※	給与・年金収入 一時所得のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票の交付を受けていない方 ・営業や請負などの事業収入のある方 ・不動産収入のある方 ・報酬のある方 ・土地・株などの譲渡所得のある方
2月9日（月）	弁天会館		
2月10日（火）	八幡コミセン		
2月12日（木）～13日（金）	花川南コミセン		
2月16日（月）～3月16日（月） （土日除く）	市役所1階ロビー		

※花川北コミセンでは、税務署受付コーナーと別に住民税申告のコーナーを設けています

ご注意ください！

◎収入の種類によっては、市役所で申告を受け付けられないものもあります。それらについては直接、税務署で申告してください。
◎2月4日（水）～13日（金）は、市役所1階ロビーでは受け付けできません。

厚田区内における出張申告の受付

時間 午前の部10:00～11:30／午後の部13:00～16:00

受付日	場所
2月16日（月）	聚富会館
2月17日（火）	
2月18日（水）	望来コミセン（みなくる）
2月19日（木）	
2月20日（金）	古潭会館

浜益区内における
住民税申告の受付は、
浜益支所で行います。



確定申告書を自分で作成した方は

- ◎〒001-0031 札幌市北区北31西7-3-1 札幌北税務署へ郵送または持参してください。
- ◎市役所1階15番窓口にて税務署へ引き継ぐための箱を用意していますので、そちらに投函してください。

国税電子申告・納税システム
イータックス
e-Tax
をご利用ください

「e-Tax」とは、所得税などの国税をインターネットで申告・納税できるシステムです。同システムを利用して所得税の確定申告をすると、平成20年分の所得税額から最高5千円の控除を受けることができます（平成19年分の確定申告で適用を受けた方は除く）。

利用方法 電子証明書等の取得や開始届出書の提出、初期登録などの手続きが必要。

※詳しくはホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください

所得税・住民税の申告が始まります

申告の準備はお済みです

問合せ・ご相談

- ◎申告や住民税の課税
税務課市民税担当 ☎72-3119
✉zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp
- ◎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の領収書を紛失した場合
国民健康保険課 ☎72-3123
✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp
- ◎障害者控除認定書・介護保険料の領収書を紛失した場合
高齢者支援課 ☎72-6121
✉koureisyas@city.ishikari.hokkaido.jp
- ◎障害者手帳等
障がい支援課 ☎72-3194
✉syougais@city.ishikari.hokkaido.jp
- ◎国民年金保険料の控除証明書等
札幌北社会保険事務所国民年金第二課
☎011-717-4115 札幌市北区北24西6-2-12
- ◎確定申告全般・所得税の還付
札幌北税務署 ☎011-707-5111 (代表)
札幌市北区北31西7-3-1
- ◎確定申告書の作成
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
では申告書をパソコンで作成できます。

申告が必要な方

- ◆年末調整をしていない
年の途中で退職し、その後勤めていない方。
年の途中で退職し、再就職した事業所で前職分を含めて年末調整をしていない方など。
- ◆医療費を自分自身や家族のために支払った
平成20年1月1日～12月31日に支払った医療費から入院費給付金や出産一時金などを差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない金額を上回る場合、医療費控除が受けられます。税金を計算する上での控除のため、支払った医療費が戻ってくるわけではありません。
- ◆家を新築、購入、増改築した
平成20年中に入居した方で、一定の要件に該当する場合について、借入金等の年末残高の合計額を基に計算した金額を所得税額から控除するものです。この控除は所得税のみの減税措置です。
- ◆生命保険等の満期返戻金などがあった
受け取った保険金の総額から、払い込んだ保険料等の金額を差し引いた金額が50万円を超える場合は申告が必要となります。
- ◆自営業、家賃・地代収入、土地・建物・株などの譲渡所得があった
確定申告が必要な場合があります。保険の外交員など報酬の支払調書をもっている方は、必要経費を申告しなければなりません。
※家内労働の特例(受け取った報酬から必要経費として限度額65万円を認める制度)もあります
- ◆非課税収入(障害年金、遺族年金、疾病年金、労災保険、失業保険など)のみで、石狩市国民健康保険・介護保険に加入している、障害者自立支援法の各種福祉サービスを受けている、市営住宅に入居しているなど
住民税申告が必要です。

申告に必要なもの

印鑑(認印で可。スタンプ印は不可)、源泉徴収票の原本のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除など	必要な書類など
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書
地震(損害)保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書 ・国民年金保険料を納付している方は「国民年金保険料控除証明書」
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課にご相談ください)
医療費控除	・医療費の領収書(人・病院ごとの医療費の合計金額を計算しておいてください。入院給付金などは支払った医療費から差し引かれますのでその金額も記入してください)
住宅借入金等特別控除	・年末残高証明書、税務署から交付されている「住宅借入金等特別控除証明書」 (当該控除を受けるのが2年目以降の方に限ります)
還付金が発生する方	・本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)